

**介護予防・日常生活支援総合事業
訪問介護型サービス契約書別紙（兼重要事項説明書）**

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者の事業所があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 ライフアップ
主たる事業者の所在地	〒984-0823 仙台市若林区遠見塚3丁目8番25号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 岩渕 徹
設 立 年 月 日	平成13年9月4日
電 話 番 号	022-294-6251

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	仙台介護サービス	
サービスの種類	訪問介護型サービス	
事業所の所在地	〒984-0823 仙台市若林区遠見塚3丁目8-25	
電話番号	022-355-8105	
指定年月日・事業所番号	平成23年 2月1日指定	0475301743
管理者の氏名	池田 由美	
通常の事業の実施地域	仙台市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問介護型サービスは、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	日・月・火・水・木・金・土 年間休日8/14～16 12/30～1/3
営業時間	午前8時30分から午後5時30分 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	常勤 1人、 非常勤 2人
実務者研修終了者	常勤 人、 非常勤 人
旧ヘルパー2級	常勤 人、 非常勤 3人
初任者研修修了者	常勤 人、 非常勤 人

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	池田由美
--------------	------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割、3割のいずれかの額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問介護型サービスの利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	単位数 介護報酬 基本利用料	利用者 負担 (1割)	利用者 負担 (2割)	利用者 負担 (3割)
訪問介護型 サービスⅠ (1月につき)	週1回程度 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1 1 7 6 1 2, 2 5 3 円/月	1, 2 2 6 円	2, 4 5 1 円	3, 6 7 6 円
訪問介護型 サービスⅡ (1月につき)	週2回程度 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	2 3 4 9 2 4, 4 7 6 円/月	2, 4 4 8 円	4, 8 9 5 円	7, 3 4 3 円
訪問介護型 サービスⅢ (1月につき)	週2回程度 事業対象者・要支援2 (週2回を超える)	3 7 2 7 3 8, 8 3 5 円/月	3, 8 8 4 円	7, 7 6 7 円	1 1, 6 5 1 円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

※上記利用料金には地区加算6等級(10.42)を含めて算定しております。

※別途、上記利用料金に処遇改善加算(100/100)が加算されます。

*厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事等に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、第1号訪問事業を行った場合に加算があります。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者 負担 (1割)	利用者 負担 (2割)	利用者 負担 (3割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2, 0 8 4 円	2 0 9 円	4 1 7 円	6 2 6 円
処遇改善加算 (Ⅳ)	所定単位数の145/1000を利用料に加算を加えた金額				

※上記利用料金には地区加算6等級(10.42)を含めて算定しております。

※別途、上記利用料金に処遇改善加算Ⅳ(145/1000)が加算されます。

*新型コロナウイルス感染症特例的評価として、2021.4~9月末まで基本単位に0.1%上乘せとなります。

(2) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日午後5時以降	利用者負担金の100%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の200%の額

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

(3) 支払い方法

上記(1)及び(2)の利用料(利用者負担分の金額)は、サービス提供月の翌月に請求しますので請求月末までに、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、領収書を発行いたします。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが指定する口座より引き落とします。
現金	サービスを利用した月の翌月に集金にお伺いいたしますので、現金でお支払いください。

※お支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日以内にお支払いいただけない場合には、契約を解約させていただいたうえで未払い分をお支払いいただきます。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び仙台市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	所在地 仙台市若林区遠見塚3-8-25 電話番号 022-355-8105 受付時間 午前9時から午後5時
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	仙台市介護事業支援課 居宅サービス指導係	所在地 仙台市青葉区国分町3-7-1 電話番号 022-214-8192 受付時間 午前9時から午後5時
	宮城国民健康保険団体連合会	所在地 仙台市青葉区上杉1-2-3 電話番号 022-222-7700 受付時間 午前9時から午後5時

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 訪問介護員は固定ではありません。事業所の都合や体調不良時等の変更する際は事前にお知らせいたします。